指定（介護予防）短期入所生活介護

きらら浜松ショートステイ

重要事項説明書

当事業所が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．法人概要

開設者の名称	社会福祉法人 県民厚生会
事業主事務所の所在地	〒426-0009 藤枝市八幡198番地
電話番号・ＦＡＸ番号	電話（０５４）６４６－６７６６ ＦＡＸ（０５４）６４６－６７５５
法人の種別及び名称	社会福祉法人 県民厚生会
代表者職	理事長
代表者氏名	望月　忍

２．事業所概要

事業所の名称	きらら浜松ショートステイ
事業所の所在地	〒430-0855 浜松市中央区楊子町139番地
電話番号	電話（０５３）４４３－２５０１
介護保険事業所番号	２２７７２０４６６１
指定年月日	平成29年1月1日
通常の送迎の実施地域	浜松市中央区（一部除外）
交通の便	ＪＲ浜松駅から車で5分。徒歩20分。

３．事業所職員の概要　　令和５年４月１日現在

職　　種	職 員 数	有　資　格　者
管理者	１人	介護福祉士
医師	１人（非常勤）	医師
生活相談員	１人	介護福祉士
看護職員	１人	看護師
介護職員	９人以上	介護福祉士・介護職員養成講座修了者
栄養士	１人	栄養士
機能訓練指導員	１人	看護師

４．居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は、個室となっております。

※当事業所は、厚生労働省が定める基準により設置しています。

居室・設備の種類	室　数	備　　考
個室（1人部屋）	２０室	２ユニット（各ユニット１０（室））
共同生活室	２室	
浴室	２室	一般浴、機械浴 （*併設通所介護事業と共用）
医務室	１室	

５．利用定員 ２０人

ショートステイの利用定員は、次のとおりとする。

階	ユニット名称	居　室　の　種　類	定　員
２　階	春	ユニット型個室	１０ 人
２　階	秋	ユニット型個室	１０ 人
合　計			２０ 人

６．営業日及び営業時間

営　業　日	年　中　無　休
受　付　時　間	８時３０分～１７時３０分

７．サービス内容(契約書第4条・第5条参照)

（１）（介護予防）短期入所生活介護計画の作成

介護計画の作成は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者と家族の意向を踏まえた上で、サービス計画を作成します。

（２）食事

当事業所では、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間)　朝食 7 時30分から 昼食 12 時00 分から 夕食 18 時00 分から

（３）入浴

原則として、週に2回以上入浴していただけます。ただし、発熱等病状に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。

（４）排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

（５）機能訓練

利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

（６）その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう支援します。

（7）送迎

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とするご利用者については、車輌により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行います。

8．サービスの利用方法（契約書第3条・17条参照）

（1） サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）（要支援の場合は、介護予防支援事所）へお申し込みください。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行します。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

（2） サービス利用契約の終了

利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、お申し出によりいつでも解約できます。

（3） サービス利用契約の自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約は終了と見做します。

① 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
② 利用者がお亡くなりになった場合
③ 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

（4）利用中のサービスの中止

短期入所生活介護サービス利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。また、以下の場合には短期入所生活介護サービス利用途中でもサービスを中止する場合があります。

① 利用者が途中退所を希望した場合
② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪くサービスの利用が適当でないと判断された場合
③ 利用中に体調が悪くなった場合

（5）その他

① やむを得ない事情により事業所を閉鎖もしくは縮小する場合は、90日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

② あなたがサービスの利用料を３か月以上滞納し、支払の催促を再三したにも関わらず支払われないとき、あなたが当事業所・職員・他の利用者に対して、生命・身体・財物・信用等を傷つけるなど、この契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、あなたや家族などが反社会的団体と密接な関係があると認められた場合は、文書であなたに通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

9．当事業所のサービスの運営方針等

（1）運営方針（運営規程第2条参照）

事業所は、利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能並びに回復を図り、利用者と家族の身体的及び精神的な負担軽減を図るものとします。

（2）サービス利用の留意事項（運営規定第6章参照）

当事業所の介護サービスを利用していただくにあたり、他の利用者との共同生活の場として快適性・安全性を確保する為、以下の事項をお守り下さい。

① 持ち込みの制限

・利用にあたり、原則として食品等を持ち込むことはできませんが、利用者の希望する場合又は職員が依頼した物品につきましては、必ず職員にお知らせ下さい。

・お金、貴重品、宝飾品等、大切な物品等の紛失・破損等が発生した場合、不快の念を生じさせてしまう懸念がありますので、ご利用に際しましては、それらの貴重品は原則としてお持ち込みをお控え下さい。

② 面会

・面会時間は自由です。但し、深夜等、他の利用者の迷惑になる時間帯は避けて下さい。

・来訪者は、事務所及びユニット職員に来訪を告げてから面会して下さい。

③ 外出

・外出される場合は事前にお申し出下さい。

④ 事業所設備の使用上の注意

・故意に事業所の設備を破損及び汚染した場合は、自己負担していただく場合があります。

・事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑤ 居室

事業所が提供する居室は個室とする。その際、利用する居室は利用者の心身の状態により事業所にて指定させていただくことがあります。

⑥ キャンセル料

利用者の担当の介護支援専門員からサービス提供票により利用申込みがあるにも係わらず利用当日の朝までに連絡がなく、ご利用されなかった場合に２，７００円のキャンセル料をお支払いしていただく場合があります。

１０．利用料金

利用料金は、**別紙Ⅰ**「利用料金表」の通りです。

１１．利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

利用料金は1か月（月末締め）ごとに計算し、翌月15日に請求致します。ご契約時にご指定された金融機関口座より毎月27日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に自動引落しさせていただきます。それまでに契約時の口座へ振り込みください。但し、利用者のご都合により、事業所の指定する口座に振込するか、現金によって27日までに、お支払いできるものとします。なお、自動引落しできなかった場合には、連絡いたしますので、前記の方法により至急お支払いください。

１２．感染症対策

事業所において、感染症の発生防止またはまん延防止のための研修を実施するとともに、必要な措置を講じます。

１３．虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

（1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（2） 虐待の防止のための指針を整備します。

（3） 職員に対し、虐待の防止のための研修を年１回定期的に実施します。

（4） 上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者をおきます。

１４．拘束の禁止

（1） 利用者本人又は他の利用者の生命を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為をしてはなりません。

（2） やむを得ず拘束した場合は、一時的なもので、その理由は、拘束前後の状態、拘束を始めた時間、中止した時間、拘束中の本人の状態等について記録を残しておくものとします。

（3） 拘束中は、本人の精神的安定を図り、常時観察を怠らないようにします。

（4） やむを得ず拘束を実施する場合には、利用者本人及び家族に対して説明を行い、了承を得る事とします。

（5） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（6） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

（7） 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年１回定期的に実施します。

（8） 上記（1）から（7）までを適切に実施するための担当者をおきます。

１５．緊急時の対応方法（契約書第10条参照）

（1） サービス提供中利用者に容体の変化があった場合は、容体の状態によって家族に連絡しご帰宅いただくか速やかに主治医等に連絡します。

（2） 上記において連絡がとれない場合は、事業所の判断で対応させていただくこともありますので、ご理解お願い申し上げます。

（3） サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者（市区町村）、家族、居宅介護支援事業所等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

１６.非常災害対策

非常時の対応	・非常時対応マニュアルを作成して全職員に周知させています。 ・夜間等で緊急の場合は、セキュリテイ会社との契約により、緊急対応ができるようになっています。
近隣との協力関係	・自治会等の防災訓練に協力体制を常にとっています。
防災訓練等	・毎月１回の避難訓練、夜間又は夜間想定訓練を年１回、消火訓練を年２回、及びその他必要な訓練を実施していきます。

防　災　設　備	・福祉施設として消防法に定められた防災設備をすべて完備しています。
消　防　計　画	・消防署への届出　　令和４年６月１日 ・防 火 管 理 者　　萩原　知加子 ・内　　容　　消防法第８条第１項に基づいた消防計画

１７．事業継続計画

大規模な感染症や自然災害が発生した場合にも事業継続ができるよう、定期的な研修や訓練等の措置を講じます。

１８．サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口（契約書第22条参照）

サービスに対する相談、苦情及び要望等（以下「苦情」とします。）については、次の窓口にて対応します。苦情については真摯に受け止め、誠意をもって問題の解決に臨み、対応内容も記録保存し、常に事業者としてサービスの質の向上に努めます。

（1）きらら浜松ショートステイ苦情受付窓口

苦情受付担当者　ショートステイ管理者　萩原知加子　電　話（０５３）４４３－２５０１
（不在の場合）生活相談員　小林 佐知子

苦情解決責任者　統括施設長　　鈴木　薫　電　話（０５３）４４３－２７３０
ＦＡＸ（０５３）４４３－２７４０

（注）苦情対応の基本手順

① 苦情の受付 ② 苦情内容の確認 ③苦情解決責任者への報告
④ 苦情解決に向けた対応の実施　⑤ 原因究明　⑥ 再発防止・改善の実施
⑦ 苦情解決責任者への最終報告　⑧利用者等への説明

（2）きらら以外の苦情窓口・

市区町村受付窓口

浜松市役所 健康福祉部 介護保険課　　電　話（０５３）４５７－２８７５
浜松市中央区役所 長寿支援課　　電　話（０５３）４５７－２３２４
浜松市東行政センター 長寿保険課　　電　話（０５３）４２４－０１８４
浜松市西行政センター 長寿保険課　　電　話（０５３）５９７－１１１９
浜松市南行政センター 長寿保険課　　電　話（０５３）４２５－１５７２

静岡県国民健康保険団体連合会　　電　話（０５４）２５３－５５９０
静岡県福祉サービス運営適正化委員会　　電　話（０５４）６５３－０８４０

１９．身元保証人（契約書第13条参照）

利用者に関する連絡はすべて身元保証人にいたします。身元保証人は、利用者に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金融債務について、連帯して履行の義務を負うものと致します。また、利用者の定期的な医療機関の受診や入院時の対応等をしていただきます。なお契約締結にあたり必ず身元保証人を置かなければならないものではありません。

２０．損害賠償について（契約書第14条・第15条参照）

当事業所が提供する介護サービスにおいて、事業所側の責任によりご利用者に生じた損害については賠償致します。但し、その損害の発生について利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業所の損害賠償責任を免ずることがあります。

２１．個人情報の取り扱いについて（契約書第11条参照）

当事業所とその職員は、業務上知りえた利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、下記の場合には事前承諾なく個人情報を使用致します。

① 介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において使用する場合
② 利用者が医療機関に受診または入院するため、その医療機関に情報を提供する場合
③ 市区町、その他の介護保険事業所等への情報提供や適切な在宅療養を受けるため、医療機関等への療養情報を提供する場合
④ 当事業所の利用を終了し、他の事業所を紹介するなど支援を行うに際し、必要な情報を提供する場合
⑤ 静岡県及び各市町等から介護サービスの維持や改善のため、基礎資料の提出を求められた場合
⑥ 介護保険法等に定められた届出、報告（事故報告書等）を行うため、使用する場合
⑦ 当施設で実習を行う者が報告書又は研究発表等の資料を作成するため、使用する場合
⑧ 損害賠償保険の申請等するため、保険会社に必要な情報を提供する場合
⑨ 法で定められた届出等するため、使用する場合
⑩ 介護サービスの質の向上のため、学会・研究等で事例研究を発表する場合
なお、この場合は利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。
⑪ ①～⑩に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

２２．ホームページ及び各事業所だより等への写真の掲載について

当事業所は、「地域公益活動」を始め、各事業所の紹介や、地域の活動について情報開示の取組を進めています。また、利用者およびご家族のみならず、地域の皆様にも当事業所の活動についてご理解を深めていただく事で、更なる介護サービスの充実に繋げていく事を目指しています。つきましては、ホームページ等に利用者の写真の掲載をご承諾の確認をしています。なお、写真の掲載にあたり、利用者の個人情報が特定される事の無いよう、以下の点を遵守いたします。

（1）写真は、社会福祉法人県民厚生会の広報に関する事のみに使用します。
（2）掲載後でも、利用者及びご家族からの削除依頼があった場合は、速やかに対応します。

以上

改定日：平成 ２９年 ４ 月 １ 日
改定日：平成 ３０年 ４ 月 １ 日
改定日：平成 ３０年 ８ 月 １ 日
改定日：平成 ３１年 ４ 月 １ 日
改定日：令和 元 年 ６ 月 １９日
改定日：令和 元 年 ９ 月 １ 日
改定日：令和 元 年１０ 月 １ 日

改定日：令和　２　年　１　月　１　日
改定日：令和　３　年　４　月　１　日
改定日：令和　３　年　６　月　１８日
改定日：令和　３　年　８　月　１　日
改定日：令和　４　年　４　月　１　日
改定日：令和　４　年１０　月　１　日
改定日：令和　５　年　４　月　１　日
改定日：令和　５　年　８　月　１　日
改定日：令和　６　年　１　月　１　日
改定日：令和　６　年　４　月　１　日
改定日：令和　６　年　６　月　１　日
改定日：令和　６　年　８　月　１　日
改定日：令和　７　年　４　月　１　日
改定日：令和　７　年　６　月　１　日
改定日：令和　８　年　６　月　１　日

・サービス内容と利用方法について説明を受け、同意されましたか？　□はい　□いいえ
・緊急時等の対応について説明を受け、同意されましたか？　□はい　□いいえ
・個人情報の取り扱いについて説明を受け、同意されましたか？　□はい　□いいえ
・写真の掲載について説明を受け、同意されましたか　□はい　□いいえ

令和　　年　　月　　日

指定（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、重要事項説明書に基づき、説明をしました。

事業所説明者

職　種（　　）氏　名　　㊞

この説明書により、サービスに関する重要事項の説明を受け、同意しました。

利　用　者
(契　約　者)

氏　　名　　㊞

（代　　筆）

身元保証人

氏　　名

本人との関係

別紙Ⅰ

令和8年8月1日改定

指定（介護予防）短期入所生活介護
きらら浜松ショートステイ
利用料金表

利用料金は、以下の（１）利用料金の大部分（通常９割・８割又は７割）が介護保険から給付の対象となるサービスと（２）利用料金の全額が利用者の負担になるサービスの合計になります。

（１）利用料金の大部分(通常９割・８割又は７割)が介護保険から給付の対象となるサービス

（契約書第4条参照）

１単位あたり10.17円（地域区分：７級地）

1日当たりの単位数		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		561	681	746	815	891	959	1,028
サービス利用に係る自己負担額（１日：円）	１割	651	790	865	945	1,033	1,112	1,192
	２割	1,302	1,579	1,730	1,890	2,066	2,224	2,384
	３割	1,953	2,369	2,595	2,835	3,099	3,336	3,576

※自己負担額には、⑦処遇改善加算Ⅰロを含む。

※滞在費、食費は含まない。

※加算については、一定の要件を満たした場合に加算されます。

① 送迎加算（片道184単位）

利用者の自宅から当該事業所まで、当該職員が送迎した場合に加算します。

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22単位/日）

常勤換算で介護福祉士の有資格者が全介護職員の80%以上配置している場合に加算します。

③夜勤職員配置加算Ⅱ（18単位/日）

ユニット型短期入所生活介護費を算定し、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護・看護職員数に１を加えた数以上の数の職員を配置している場合に加算します。

④機能訓練体制加算（12単位/日）

専ら機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置がある場合に加算します。

⑤長期利用者提供減算（▲30単位/日）

連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所（居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて入所）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者について減算します。

⑥緊急短期入所受入加算（90単位/日）※要介護の方のみ対象

利用計画のない緊急の受け入れをした日から7日間（利用者家族に事情がある場合は14日間）加算します。

⑦処遇改善加算Ⅰロ（総単位数の17.6%／月）

介護職員の賃金の改善を実施している場合に加算します。

⑧生産性向上推進体制加算Ⅱ（10単位／月）

ICT機器を導入し、「生産性向上ガイドライン」に基づいた業務改善を継続的に実施する場合に加算します

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者に提供される個室、食事に係る滞在費（室料及び光熱水費相当）及び食費（食材料及び調理にかかる費用相当）は別途いただきます。但し、特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より補足給付があります。（下記（２）①②参照）

☆ 介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

（２）利用料金の全額が利用者の負担になるサービス（契約書第5条参照）

①滞在費（ユニット型個室　2,760円/日）

利用者の滞在に要する費用です。（室料及び光熱水費相当）

②食費（1,800円/日 内訳：朝500円、昼700円、夕600円）

利用者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

③入所セット（400円）

新規利用時に、連絡袋・連絡ノート等にかかる費用相当です。再発行には200円がかかります。

※ 但し、入退所日及び外出等により1日3食を摂られない場合は、1食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

①滞在費及び②食費について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

利用者負担段階	補足給付の主な対象者　※非課税年金も含む	預貯金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額＋合計所得が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額＋合計所得が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額＋合計所得が120万円超	500万円（1,500万円）以下

利用者負担段階	滞在費（日額）＊ユニット型個室		食費（日額）	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第1段階		880円	1,445円	300円
第2段階		880円		600円
第3段階(1)		1,370円		1,030円
第3段階(2)		1,470円		1,360円
第4段階	2,760円		1,800円	

③レクリエーション、クラブ活動（実費）

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④日常生活上必要となる諸費用実費（実費）

日常生活品の購入代金等の利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

◆ご不明な点、お気軽にお問い合わせください。

きらら浜松ショートステイ

〒430-0855　浜松市中央区楊子町139

電話：053-443-2501　　FAX：053-443-2504